

水俣市監査委員公告第2号

令和6年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項、水俣市監査基準第24条第2項及び水俣市監査等結果の取扱要領第4条の規定により、その内容を公表する。

令和7年3月10日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和6年度 財政援助団体監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
議会事務局 議会の各会派	令和6年12月24日	【財政援助先】 (1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
		【財政援助元】 (1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 会派行政視察の旅費について、以下のようなことが確認された。 (ア) 水俣市旅費支給条例に準じて支給としているので、公共交通機関で算定し、概算払しているが、精算時に空港の駐車場の領収書やタクシーの領収書が提出されると、その分を追加支給し、公共交通機関で算定した部分はそのままである。 (イ) 最寄り駅から移動が伴わない時や午後から出発する時は、日当を1/2 に調整しなければならないが、調整されていない。 (ウ) 移動だけの日の旅費が経済的な方法で計算されていない。 (エ) 公共交通機関の領収書を提出した会派は、概算払と実費との差額を返戻していた。	今後は、実際に使用した交通手段に応じて精算を行い、適切に旅費を支給する。 今後は、視察行程を精査し、適切に日当を調整する。 今後は、移動を急がない場合は、経済的な交通手段を選択し旅費を計算することとする。 水俣市旅費支給条例に準じた支給を原則とし、概算額と精算額に差額があると認められる場合は適切に対応する。
農林水産課 水俣地域森林管理システム推進協議会	令和6年12月13日	【財政援助先】 (1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 令和4年度は、10月3日と2月20日の臨時総会で予算執行状況の報告を行っているが、令和5年度は11月22日の臨時総会において予算執行状況の報告はなく、令和6年5月10日の通常総会で決算報告となっている。令和4年度も令和5年度も予算と決算は費目ごとに増減があるが、予算について総会で承認を得たのに、令和5年度はその後の変更について承認を得ていないが、予算が大きく変わるときは総会の承認がいるのではないか。	予算の変更については総会の議決が必要となります。 今後の予算の大幅な変更は臨時総会を開催して諮るよう努めます。

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
		イ 令和4年度から現在にわたり、職員の身分がパートタイム職員から、フルタイム職員又は正職員になっているようだが、職員の身分が正職員であるかそうでないかにより、休暇や減額についての取り決めが異なるため、場合によっては、返金や減額等の手続きが必要になる。財政援助元である農林水産課が主導し、総務課への意見を求め、就業規則の見直し等を行った後、返金や減額等についても精査されたい。 ウ 職員の任期がある雇用形態において、雇用形態が変わるときの決裁は、任期が令和5年3月31日までであったが、任期満了後の雇用継続の伺いが見当たらなかった。 エ 令和4年4月1日に定めた就業規則を、令和6年4月1日までに4回改定を行っているが、そのうち2回は、総会に諮っていないかった。 オ 職員の通勤手当について、支給額が誤っていると思われるものがあつた（令和4年5月実績分～令和5年3月実績分）。通勤手当の額は社会保険料の計算の賦課対象となるので、もう一度精査されたい。 カ 職員の通勤手当については、翌月払いとなるが、当月に支払っているものがあり、その結果二重払いとなっているものがあつた。（令和4年7月分、令和4年12月分） キ 請求書の宛名が農林水産課となっているものがあるが、協議会で支払いをしていた。 ク 予算を執行するにあたり、職員個人のカードを使用しているものや、職員の家族のカードを使用しているとみられるものがあつたが、個人のカードを使用することによりポイントが付与されている。コンプライアンス違反になると思われるが、協議会として、ルールを明文化し、職員全員の共通認識を持つようされたい。	就業規則の見直し、または、市の会計年度職員への転換を図るといった検討を行い、令和7年度から就業体制の転換を図りたいと考えています。 雇用変更の伺いが誤っていましたが、訂正したいと考えています。 令和7年度通常総会時に説明を行い、誤訂正の議決を図りたいと考えています。 交通費についてチェックを行った結果、22,280円（〇〇）、-4,200円（〇〇）支払う必要がありました。なお、社会保険料は標準月額の変更がなかったため変更なしでした。 協議会設立時には、労働監督基準所への名称登録が4月1日付けであつたが、事務局開設が6月であつたため、事前準備消耗品等の請求書を農林水産課へ届けたことからこのようなことが起きました。今後は、このような支払いを行わないようにします。

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
		【財政援助元】 (1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 「水俣地域森林管理システム推進協議会事務局の職員就業に関する規則」を定めているが、水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例に準じて制定しているため、「正職員」である協議会の職員の就業内容や勤務条件と、規則に記載されている内容に矛盾が生じている。令和6年4月1日付けで規則を改正しているが、矛盾点が解消していないため、職員の就業内容、条件等を再度見直し、規則を整備されたい。	 就業規則の見直し、または、市の会計年度職員への転換を図るといった検討を行い、令和7年度から就業体制の転換を図りたいと考えています。
スポーツ推進課 スポーツコミッションみなまた	令和7年1月9日	【財政援助先】 (1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア アドバイザーに対する委託料や謝金について、源泉徴収が行われていなかった。 イ スポーツコミッションの規約はあるが、会計経理に関する規程が定められていないため、何に基づいて支払われているのか不明なものがある。 (ア) 福岡モルック大会視察及び大会誘致にかかる協議（旅費） ウ 交際費と思われるものが、消耗品費や食糧費で処理されている。 (ア) 誘致営業お土産代（消耗品費） (イ) スポーツ大会誘致にかかる食事代（食糧費） 【財政援助元】 (1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	 対応方法について、現在、八代税務署に確認しており、適正な処理に向けて対応します。 旅費に関する規程がなかったことから、市職員の旅費規程に準じて、旅費規程を定めました。 大会誘致に向けた営業費であるため、誘致対策費の交際費として処理することとします。